

下関市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数

40人（農業委員会が定めた区域ごとに1～3人※別表を参照）

（同時に複数の区域の推薦、応募が可能です。ただし、複数の区域の推進委員を兼ねることはできません。）

2 任用期間

農業委員会が委嘱する日（令和9年2月22日以降）から令和12年2月21日まで

3 身分

下関市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

- （1）担い手への農地利用の集積・集約化に関すること
- （2）遊休農地の発生防止・解消に関すること
- （3）農業への新規参入の促進に関すること
- （4）農業者の意向調査や農地中間管理機構との連携を図ること
- （5）その他農業委員会が必要とする活動

5 委員報酬

月額 22,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、市内に住所を有する者とします。
ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- （1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （2）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）市の職員（一般職）
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、持参又は郵送により、ご提出ください。なお、推薦及び応募に関する書類は返却しませんのでご了承ください。

（1）提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第2号
自ら応募する場合	様式第3号

※上記の書類については、下関市農業委員会事務局、北部支局、農林水産振興部農業振興課、各総合支所建設農林（水産）課窓口に設置しています。
また、下関市のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/121/50697.html>



(2) 提出先

提出書類は、持参又は郵送により、下関市農業委員会事務局へ提出してください。

(3) 受付期間

令和8年7月27日（月）から令和8年9月4日（金）まで【受付期間内必着】

8 推薦に関する注意事項

- (1) 1 団体が複数の者を推薦しても構いません。
- (2) 推薦者は、必ず被推薦者の了承を頂いたうえで、推薦を行ってください。
- (3) 農業委員と農地利用最適化推進委員を兼ねることはできませんが、両方の委員への推薦、応募は可能です。

9 選任方法

下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が、提出された書類をもとに、被推薦者及び応募者の評価を行い農業委員会へ評価又は意見を報告します（必要に応じて面接を行うことがあります）。

下関市農業委員会は、同評価委員会の評価又は意見を参考に農地利用最適化推進委員を選任し、委嘱します。

なお、評価結果は、推薦者、被推薦者及び応募者に文書で通知します。

10 情報の公表

受付期間の中間及び終了後に、下関市ホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 被推薦者及び応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 被推薦者及び応募者が農業委員に応募しているか否かの別
- (6) 被推薦者及び応募者の数

11 問い合わせ・提出先

【問い合わせ・持参の場合】

下関市唐戸町4番1号 カラトピア4階

下関市農業委員会事務局（電話083-223-6536）

【郵送の場合】

〒750-8521 下関市南部町1番1号

下関市農業委員会事務局